

## 2020年度 APEC エンジニア（建築構造技術者） 審査申請書（新規用）記入にあたっての注意事項

申請に必要な書類が不足していると、申請が受理されず、審査を受けることができなくなりますので、「新規審査申請総合案内書 2—5（3）申請に必要な書類」をよくご確認の上、申請して下さい。

また、審査は申請書に記入された内容をもとに行いますので、新規審査申請総合案内書にある申請書の記入例及び下記をよく読んで記入して下さい。必要な事項が記入されていないものは、審査の対象とならず、その結果、要件を満たしていると認められない場合がありますのでくれぐれもご注意下さい。

審査申請書は、当センターのインターネットホームページからダウンロードできますので、必要に応じてご利用下さい。

※なお、前年度までの申請書様式は使用できませんのでご注意下さい。

### 1. 申請書全般

日本語の申請書は楷書で記入し、英語のものについては、ヘボン式ローマ字を用い、活字体（署名欄を除く。）により黒ペン又はボールペン（鉛筆は不可）で記入して下さい（ダウンロードした様式にワープロ打ちしたもの可。ただし、（別紙）宣誓の「申請者氏名」欄、（別紙）推薦書の「推薦者氏名」欄及び「Signature」欄は要自署）。また、申請書のそれぞれの右下ページ欄にページ数を記入して下さい。審査は和文申請書で行いますが、国際的監査等があった場合、英文申請書が用いられます。従って、和文と英文の申請書の記載内容（プロジェクト数及び内容）に相違がないようにして下さい。相違が認められた場合は、審査できない場合があります。また、登録後に相違が発覚した場合、登録を取消される場合があります。

### 2. 様式1：一般事項

- (1) 「一級建築士登録番号」欄、「二級建築士登録番号」欄、「JSCA 建築構造士登録番号」欄及び「構造設計一級建築士交付番号」欄
  - ・一級建築士登録番号、登録年及び試験合格年を必ず記入すること（試験合格年はわかる方のみ）。  
JSCA 建築構造士は JSCA 建築構造士の登録番号及び登録年も記入すること。構造設計一級建築士は構造設計一級建築士の交付番号及び交付年も記入すること。
  - ・二級建築士を取得されている方は、登録都道府県名、支庁・登録機関名（北海道又は兵庫県の登録者のみ）、二級建築士登録番号、登録年を必ず記入すること。
- (2) 「勤務先分類」欄及び「職務分類」欄  
該当する勤務先分類、職務分類項目に○をつけること。『その他』を選択した場合には具体的業務内容又は職務内容を記入すること。
- (3) 「学歴」欄には、高等学校等以降の工学教育を記入すること。工学教育を受けたことのない方については、最終学歴を記入すること（卒業（修了）した学歴のみ記入すること。）。また、学科、専攻、コース名まで記入すること。取得学位がある場合は、必ず記入すること。
- (4) 「職務経歴」欄は、学校卒業後から現在までの職務経歴を記入すること。その際、担当した業務内容をわかりやすく必ず記入すること。

### 3. 様式2：7年（84ヶ月）間以上の実務経験

- (1) APEC エンジニア要件の「エンジニアリング課程終了後、7年間以上の実務経験」とは、一級建築士の受験資格において必要な実務経験が2年である大学課程を修了した方の場合、大学のエンジニアリング課程修了後の実務経験を意味する。大学課程を修了していない方については、一級建築士試験合格後の実務経験を意味する。
- (2) 建築構造及びそれに明確な関連性を有する実務経験をプロジェクトごとに、担当した期間の新しいものから古いものへ順次記入すること。建築構造に関する実務以外は記入しないこと。
- (3) 「構造エンジニアとして担当した期間」欄に記入した期間が、様式2に記載した他のプロジェクトの担当した期間と重複するものについては、実務経験の期間として重ねてカウントできない。重複を除き担当期間の合計が、84ヶ月以上になるようにすること。なお、「構造エンジニアとして担当した期間」とは、プロジェクトそのものの期間ではないので注意すること。
- (4) 様式3（2年間以上の重要なエンジニアリング業務の責任ある立場での経験）と重複するプロジェ

クトは、様式2の「プロジェクトの特徴」欄及び「申請者の果たした役割」欄にはその旨（例：詳細は様式3に記載）を示すことで代えることができる。

- (5) 所属部署欄は、当該プロジェクト担当時の所属部署を出来る限り詳細に記入すること。
- (6) 「プロジェクトの特徴」欄は30文字程度で、「申請者の果たした役割」欄は30文字以上60文字以内で説明すること。
- (7) 担当期間の合計が84ヶ月以上であることをよく確認すること。

#### 4. 様式3：2年（24ヶ月）間以上の重要なエンジニアリング業務の責任ある立場での経験

- (1) 「重要なエンジニアリング業務の責任ある立場」とは、一級建築士取得（登録）後の責任ある立場での経験であって、一級建築士取得（登録）以前の経験は対象とならない。
- (2) 該当する業務は、建築構造に関する業務であって、建築構造に関する業務以外のものは対象とならない。
- (3) 様式3の2年間の実務経験は、様式2で記載した「7年（84ヶ月）間以上の実務経験」の中から選んで記入すること。また、「様式2のNo.」欄に該当するプロジェクトの番号を記入すること。
- (4) 「構造エンジニアとして責任ある立場での担当期間」欄に記入した期間が、様式3に記載した他のプロジェクトの担当した期間と重複するものについては、実務経験の期間として重ねてカウントできない。重複を除き担当期間の合計が24ヶ月以上になるよう記入すること。
- (5) 1プロジェクトにつき様式3を1枚使用し、書式の変更はしないこと。なお、Form3（様式3の英文様式）については、”Roles performed while you were in “responsible charge” of significant engineering work” の記入が所定の欄に収まらない場合、記入欄を拡張して2ページにわたることはせずに、収まらない分を記入した別紙（A4サイズ。様式任意。）を次のページに添付すること。その際、続きがある記入欄の終わりには「to be continued」と明記し、別紙の左上には(continued)及びプロジェクト名称を明記の上、続きを記入すること。
- (6) 「プロジェクトの特徴」欄は、100文字以上150文字以内で説明すること。
- (7) 「業務の分類」欄

重要なエンジニアリング業務の責任ある立場での経験として該当するものを以下の a、b 及び c から選び、○をつけること（複数可）。

- a：比較的小さな規模の業務について、企画、計画、設計、管理、監理、調整などの大半を実施した経験。
- b：比較的規模の大きな業務の一部を担当して、業務全体を理解した上で関連部署との調整やチームの指導などを行った経験。
- c：複雑な条件下の業務、新しい考え方が求められる業務、あるいは複数の領域にまたがる業務などを実施した経験。

- (8) 「責任ある立場で果たした役割」欄

当欄に記入した責任ある立場での経験の内容からマネジメント能力の確認、及び「プロジェクトの特徴」欄と当欄への記述によりコミュニケーション能力の確認を行います。記入に当たっては、以下の①～③について、プロジェクトにおける申請者の立場を明確にした上で、一般的な内容に終始せず具体的なかつ詳細に説明すること。当該部分には下線を引き、①、②及び③を付記していること。字数は400文字以上500文字以内とすること。なお、①～③の記述については（ ）内に示すような経験等が該当します。

##### ①プロジェクトのマネジメントを適切に行ったこと

プロジェクトの全体または一部を担当し、責任ある立場での建築構造に関する業務を遂行した際に、

- ・時間的、資金的、物理的等制約の中で結果を得るために、プロジェクトを計画し、スケジュールを組み、調整、進行した経験
- ・人材、金銭及び物的資源を含む資源を管理した経験

##### ②チームの一員又はリーダーとして効率的に役割を果たしたこと

多様な関係者との関わりの中で、相手との立場の違いや周囲の状況を理解した上で、相手の意見を丁寧に聴き、自らの意見をわかりやすく伝達し、業務遂行に導いた経験

##### ③それらの経験を現時点でどう評価するか

当該プロジェクトにおける経験や成果をその後の業務にどのように役立てたか、現時点でどのように評価するか等を記述

なお、記入例は、記入のためのポイントを的確に把握していただくための参考資料であり、機械的に記入例をコピーすることなく、必ず自らの経験に基づいて具体的に記入して下さい。審査の過程で、必要に応じて、各申請者又は証明者に対し、問合せや追加資料請求を行う場合があります。

(9) 図面等のコピーの添付（英語版は不要）

構造上の特徴などを示すのに適切な図面等のコピーを必ず添付すること（縮尺は自由）。添付資料は、A4用紙2枚以内とし、右下にプロジェクト名称を明記すること。1プロジェクトにつき3枚以上の資料添付があった場合は、記入されたページ数の若い方から数えて2枚目までのみを審査資料とします。

(10) 「第三者による証明」欄

- ・第三者とは、発注者、その業務を実施していたときの職場の上司、又は、申請者自らが会社などの代表者の場合は、業界団体、当該プロジェクトを行った同業他社等の責任ある立場の方とする。ただし、やむを得ない場合は、経歴を証明することができる立場にある建築構造関係の信頼できる者とする 것도できる（友人または部下等は認められない。）。
- ・第三者による証明には必ず、証明者の自署が必要である。（コピーは不可。）また、第三者証明のないプロジェクトは、実務経験として認められない。
- ・証明者の「勤務先」、「電話」、「所属部署」及び「役職」の欄は、現在のものを記入すること。
- ・証明者がプロジェクト担当時に上司であったことが、証明者の現在の所属部署、役職からは分からない場合、「申請者との関係」欄には「担当時の上司」と記入すること。

(11) 担当期間の合計が24ヶ月以上であることをよく確認すること。

## 5. 様式4：CPD実施記録簿（継続的な専門能力開発（CPD）の実施記録）

審査の過程で必要に応じて、各申請者あてに問合せ、又はCPDの実施を証明する講習会受講証、シンポジウム参加証や論文の写し等の提出を求める場合があるので、できる限り正確に記入すること。

- (1) 審査申請総合案内書の別紙「APEC エンジニア（建築構造技術者）申請者／登録者のための継続的な専門能力開発について」を熟読した上で記入すること。
- (2) 申請時より遡った2年間（2018年10月～2020年9月まで）に実施したCPD記録を100時間以上記入すること。なお、実施期間の不明なものは審査の対象とならない。
- (3) 実務学習型は、APEC エンジニアの7要件の1つでもある「2年間の重要なエンジニアリング業務の責任ある立場での経験」相当のもののみを対象とすること。
- (4) 「形態」欄
  - ・『CPDの形態』の表の分類に該当する番号1-1～4-1を記入すること。
  - ・分類については、プログラムの内容を審査した上で、申請者が記入したものから変わる場合があります。
- (5) 「分野」欄
  - ・『CPDの分野』の表の分類に該当する番号Ⅰ～Ⅳを記入すること。
- (6) 「プログラム名」欄
  - ・参加学習型又は情報提供型の場合：講習会名、委員会等の名称を記入すること。
  - ・自己学習型の場合：書籍、通信教育名等を記入すること。
  - ・実務学習型の場合：プロジェクト等の名称を記入すること。
- (7) 「主催」欄
  - ・参加学習型又は情報提供型の場合：主催団体名を記入すること。
  - ・自己学習型の場合：著者、出版社名等を記入すること。
  - ・実務学習型の場合：会社、部署名等を記入すること。
- (8) 「内容」欄
  - ・参加学習型又は情報提供型の場合：講習会等の内容を180字程度で記入すること。
  - ・自己学習型の場合：内容について180字程度で記入すること。
  - ・実務学習型の場合：建物概要（延床面積、階数、構造種別、用途等）を50字程度で記入すること。
- (9) 「修得した内容」欄
  - 自己学習型又は実務学習型の場合：内容について180字程度で記入すること。

## 6. 宣誓

### (1) 「申請者氏名」欄

申請者氏名は、必ず自署により記入すること。

## 7. 推薦書：他の一級建築士による推薦書（2名分）

### (1) 推薦者の資格

- ・推薦時点において一級建築士として登録されている者に限る。年齢、一級建築士登録後の年数、居住地域、申請者との面識年数などの制限は無し。また、APEC エンジニア資格の有無は問わない。
- ・推薦者は2名必要。

### (2) 推薦者の責任

申請者及び申請内容を良く理解して推薦をすること。必要に応じて事務局より電話、郵便等により推薦を行った旨の事実確認等の照会を行う場合があるので、その際是对応をお願いしたい。推薦者がその態様にかかわらず推薦の対価を申請者に求め、その事実が判明した場合、その推薦は無効とする。

### (3) 「推薦者氏名」欄及び「Signature」欄

推薦者が必ず自署により記入すること。

### (4) 提出文書

推薦書は申請者が取りまとめ、申請書類と共に事務局へ提出すること。

(※なお、登録更新時においては、他の2名の一級建築士の推薦は求めない。)

#### ◆問合わせ先

Structural（構造）のうち、建築構造分野の審査・登録に関する問合せ

**APEC エンジニア建築エンジニア資格委員会事務局**（公益財団法人建築技術教育普及センター）

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル

電話 03（6261）3310（代表）

URL <https://www.jaic.or.jp/>